○余市町円山公園ふれあい交流施設設置条例

平成９年２月２０日
条例第２号

（設置）

第１条　身近な自然との触れ合いを通し、緑化についての知識の高揚・啓蒙と本町における町民の健康の維持増進及び世代間の交流推進のため、余市町円山公園ふれあい交流施設（以下「ふれあい交流施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　ふれあい交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　余市町円山公園ふれあい交流施設

位置　余市町富沢町２丁目３２番地１

（事業）

第３条　ふれあい交流施設は、次の各号に掲げる事業を行う。

（１）　緑化相談業務に関すること。

（２）　緑化情報の提供と展示、PR業務に関すること。

（３）　ふれあい花壇を中心とした積極的な冬期間の利活用と世代間交流の推進に関すること。

（４）　緑化知識の高揚・啓蒙のための各種教室や講習会、講演会の開催に関すること。

（５）　都市の花と緑のまちづくりに関すること。

（６）　その他設置目的を達成するため、必要な事業に関すること。

（職員）

第４条　ふれあい交流施設に館長のほか必要な職員を置く。

（使用の許可）

第５条　ふれあい交流施設において、別表１に掲げる施設の全部又は一部を使用する者（以下「使用者」という。）は、町長の許可を受けなければならない。

２　町長は、前項の許可を与える場合において、特に必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。

（使用の制限）

第６条　町長は、次の各号の一に該当するときは許可しない。

（１）　公の秩序を乱し、また善良な風俗を害するおそれがあるとき。

（２）　建物、附属設備、備品又は展示品等を破損、若しくは、汚損又は滅失するおそれのあるとき。

（３）　その他、管理運営上支障と認められるとき。

（使用料）

第７条　ふれあい交流施設の使用料は無料とする。ただし、第５条第１項の規定により使用させる場合は、別表２に定める使用料を徴収する。

２　附属設備及び設備物件に関する使用料は、別に定める。

（使用料の減免）

第８条　町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、前条第１項のただし書の規定にかかわらず使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第９条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に掲げる額を還付することができる。

（１）　使用者の責めに帰することのできない事由により使用不能となった場合は、全額還付する。

（２）　使用前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合において、町長が特別に事由があると認めたときは、全額還付する。

（３）　その他町長が特に必要と認めたときは、その都度還付割合を定める。

（使用許可の取消し等）

第１０条　町長は、次の各号の一に該当するときは、使用の条件をあらたに付し、若しくはこれを変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

（１）　この条例及びこれに基づく規定又は命令に違反したとき。

（２）　使用許可条件に違反したとき。

（３）　前各号のほか、ふれあい交流施設の管理運営上支障のあるもの。

２　前項の取消し等により、使用者に損害が生じても、町はその賠償責任は負わない。

（目的外使用の禁止）

第１１条　第５条第１項の規定により使用の許可を受けた使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、その一部若しくは全部を転貸し、又は権利を他に譲渡してはならない。

（特別設備等の許可）

第１２条　使用者が施設の使用に当たり、特別の設備を設け、また特別の物品を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第１３条　使用者がその使用を終了したとき、又は使用停止若しくは使用の許可を取消されたときは、直ちに、その使用場所を原状に回復して町長の検査を受けた後に返還しなければならない。

２　使用者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償）

第１４条　使用者は、建物、設備等の破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めたときは、これを免除し、又は減額することができる。

（管理の代行）

第１５条　町長は、ふれあい交流施設の管理について必要があると認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項に規定する法人その他の団体であって町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にふれあい交流施設の管理を行わせることができる。

２　前項の規定によりふれあい交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第５条、第６条、第８条から第１０条まで及び第１２条から第１４条までの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

３　第１項の規定によりふれあい交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がふれあい交流施設の管理を行うこととされた期間前にされた第５条第１項の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

４　第１項の規定によりふれあい交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がふれあい交流施設の管理を行うこととされた期間前にされた第５条第１項の規定により許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

（指定管理者の指定期間）

第１６条　ふれあい交流施設の指定管理者として指定する期間は、５年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

（利用料金）

第１７条　町長は、指定管理者にふれあい交流施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第２４４条の２第８項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、ふれあい交流施設を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

３　前項に規定する利用料金の額は、第７条に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

（利用料金の減免）

第１８条　指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、利用料

金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第１９条　既納の利用料金は、これを還付しない。ただし、指定管理者はあらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者が行う業務）

第２０条　指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（１）　施設の利用の許可及び利用調整に関すること。

（２）　町長の承認を得て、臨時に開館時間若しくは休館日を変更し、又は別に休館日を定めること。

（３）　利用料金に関する業務

（４）　施設及び附属設備等の維持管理及び修繕に関する業務

（５）　町長が必要と認める事業に関すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関して町長が必要と認めること。

（適用除外）

第２１条　第７条、第８条及び第９条の規定は、第１７条第１項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、適用しない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第２２条　指定管理者は、余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年余市町条例第２１号）並びにこの条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、ふれあい交流施設の管理を行わなければならない。

（委任）

第２３条　この条例に定めるもののほか、余市町都市公園条例（昭和４４年余市町条例第２０号）に準ずる。

２　この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附　則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成９年７月規則第２１号で、同年８月１日から施行）

附　則（平成２１年２月２４日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の使用料に関する規定は、平成２１年４月１日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料に適用し、この条例の施行の日から適

用日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（令和４年３月１日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のそれぞれの条例に規定する使用料に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　施行日前に申請、申込み等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

附　則（令和８年１０月３０日条例第１６号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のそれぞれの条例に規定する使用料に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　施行日前に申請、申込み等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

別表１（第５条第１項関係）

余市町円山公園ふれあい交流施設

許可を受けなければならない施設の属する公園	施設の名前
余市町円山公園	多目的ホール、PR・展示室

別表２（第７条第１項・第１７条第３項関係）

余市町円山公園ふれあい交流施設使用料

区分	１時間当たりの金額
多目的ホール	６６０円
PR・展示室	４００円

備考

１　使用時間には、準備及び原状回復に要する時間も含めるものとする。

２　使用時間に１時間未満の端数があるときは、これを１時間とみなす。

３　使用料は、次に掲げる額を合算して得た額とする。この場合において、合算して得た額に１０円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

（１）　１時間当たりの金額に使用時間数を乗じて得た額

（２）　町内に住所を有する個人又は町内に主たる事務所をおく団体等以外のものが使用する場合は、前号で得た額に１００分の５０を乗じて得た額

（３）　暖房を使用する場合は、第１号で得た額に１００分の３０を乗じて得た額

４　多目的ホール又はPR・展示室を分割して使用する場合の使用料は、前項各号の額を合算して得た額に２分の１を乗じて得た額とする。この場合において、２分の１を乗じて得た額に１０円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。